

別記第 1 号様式

行 政 処 分 公 表 票

被 処 分 者	認定の番号・届出書の受理番号	北海道公安委員会 第10001011号
	氏 名 又 は 名 称	合同会社雄健
	代 表 者 の 氏 名	今村 亜美
	主たる営業所の所在地	札幌市北区新川 2 条 6 丁目 1 番 8 号
	処分に係る営業所の名称及び所在地	札幌市北区新川 2 条 6 丁目 1 番 8 号 合同会社雄健
処 分 年 月 日		令和 7 年10月28日
処 分 内 容		営業停止命令（北海道公安委員会管轄区域における警備業務） 令和 7 年12月 8 日から令和 8 年 1 月13日まで（37日間）
処分理由・根拠法令		処分理由 立入検査を実施した結果、警備員に対する教育義務違反、 営業所備付書類に係る虚偽記載が判明したもの 根拠法令 警備業法第21条第 2 項、同法第45条、同法第49条第 1 項、 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するた めのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令 和 5 年法律63号）による改正前の同法第58条第10号 警備業法施行規則第66条第 1 項第 6 号
処分を行った公安委員会		北海道公安委員会

注 1）処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注 2）処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。